

石山商店街・第 63 回 土曜夜市

催事出店規定 / 出店申請書 / 誓約書

《 営業規定 》

出店時間と営業時間

1. 期間

令和 8 年 7 月 18 日・25 日、8 月 1 日の各土曜日の 18 時 00 分から 21 時 00 分の間とします。

2. 営業設営時間

18 時 00 分から 21 時 00 分まで(時間厳守)

当日は歩行者天国が 17 時 30 分からとなりますが、準備は本部の指示に従ってください。また、歩道には絶対に物を置かない。さらに、周囲の店舗前等に搬入物機材を置いた迷惑行為は避けてください。

※ 設営時間の早期準備及び延長は認めません。

※ 営業時間には準備(搬入／搬出)、設営、撤収の時間は含まれます。

(17 時 30 分より設営可能、21 時 00 分に撤収準備開始、21 時 40 分 完全撤収)

3. 設営場所

設営場所は当方の定める場所に 17 時 30 分から設営可能です。(本部の指示に従う)

歩行者、車の邪魔にならないようにしてください。

本営業は 18 時 00 分より開始してください。

《 出店の制限 》

* 以下の項目に該当する場合は、受付いたしません。「出店許可証」発行後に於いても、趣旨に反する場合は、出店許可を取り消す場合があります。このために生じた損害の賠償はいたしません。

- ・ 出店に関する費用は事前に振り込んでください。
- ・ 出店により歩行者や周辺に混乱又は危険が予想される場合
- ・ 公の秩序・風俗を乱す恐れがあると認められた場合
- ・ 宗教活動・政治活動に関わる商品を販売する場合
- ・ 申込書の記載事項に誤りがあった場合
- ・ 関係官庁から中止命令が出た場合
- ・ コピー商品、危険物等の展示及び販売をした場合
- ・ 石山商店街振興組合の出品商品と同じ物、又は類似している商品を販売する場合
- ・ 大型トラック等の搬入は出来ません。
- ・ 石山商店街土曜夜市の運営方針に反する場合また、反するものを販売する場合

《 出店時の注意事項 》

- ・ 飲食の出店者は足元に養生(ブルーシートを敷く)を必ずしてください。
- ・ 出店の際は必ず出店許可証をご持参ください。
- ・ 安全対策には出品者側で十二分に注意してください。(防火・衛生管理等)・ 出店場所へのペイント等はできません。
- ・ 出店中(搬出入時も含む)の人的・物的損害(貸出備品類も含む)に対する賠償責任は、出店者側の負担となります。
- ・ タトゥーのある方は来場者に見えない工夫をしてください。

- ・商品の売上金は、各自の責任において管理し、販売員は売り場をむやみに離れないで下さい。
- ・返品、苦情等は責任を持って速やかに対処してください。
- ・商店街の所定以外からの電気、水道の無断使用は厳禁といたします。
- ・火気類(炭・カセットコンロ・ホットプレート等含む)を使用される方は必ず消火器をご持参ください。
- ・火気使用の場合は下に断熱材(石膏ボード等)を必ず敷いてください。
- ・ドラムの延長コード(30m位)、水等は各自が準備してください。(延長コードの貸し出しはありません。)
- ・びんでの販売は厳禁いたします。(但し、紙コップに移しての販売は許可します。)
- ・未成年者へのアルコール類の販売は厳禁といたします。

昨年も未成年者の飲酒が目撃されています。見かけたら出店者の方からも注意していただくようお願いいたします。

- ・終了後は速やかに撤去して下さい。
- ・出店終了後は、周囲のゴミ拾いと車両通行にご協力をお願いいたします。
- ・ゴミは、必ず各出店者がお持ち帰りください。
- ・その他、ご出店に関しては石山商店街振興組合の指示に従ってください。
- ・天候、その他の事由により開催を中止もしくは途中終了することがあります。
その時は主管者の指示に従い速やかに撤去してください。その場合に
出店者側が被った損害に対し、主催者は責任を負いません。

【出店運営協力金】

夜市1日(1ブース:幅2m×奥行き2m厳守)につき

- ・飲食関係 ……19,000円
- ・物販関係 ……12,000円

【キッチンカーの出店大歓迎！】

- ・軽自動車の場合… 19,000円
- ・1tまでの自動車… 19,000円
- ・1tを超える自動車… 26,000円

- ・電気を使用される場合は使用料として(出店者区分に関係なく)…800円
- ・テーブル貸出料 1脚につき …… 1,000円
- ・テント貸出 1張につき…… 1,500円
- ・商店街で用意した駐車場を利用される方は1台につき1,000円頂きます。

※ 電気、テーブルを使用される方は当方の準備の都合上事前に申し込んで下さい。
当日お願いされても対応できませんのでご了承下さい。

出店者多数の場合は抽選で決定します。出店決定は6月初旬になります。

また、今年から広いコインパーキングがなくなりましたのでキッチンカーでの出店大歓迎です。

出店の優先もします。キッチンカーで出店される方は車名を必ず記入してください。

出店者が決まったお店の合同会議を、7月初旬に行います。

石山商店街振興組合

Tel:077-537-2140 Fax:077-572-5063

[Email/kiyaina@circus.ocn.ne.jp](mailto:kiyaina@circus.ocn.ne.jp) (担当者:赤土 貴彦 090-1417-9773)

石山商店街振興組合 御中

誓 約 書

私は、「石山商店街・土曜夜市」に出店するにあたり、主管者が決められた規定に従い、イベント中、自ら出店した物が原因による危険事象が発生した場合（事故、疾患、損害を伴うトラブル等）は、自分の責任とし、主催者石山商店街振興組合に一切の責任を問いません。

令和8年 月 日

氏名 _____ ⑩

石山商店街・土曜夜市

催事出店申請書

当方は、石山商店街振興組合運営「石山商店街 土曜夜市」の催事出店規定を承認の上、出店を申し込みます。また、全体の調和と協調を持って出店するとともに、催事出店規定に違反した場合は即座に退店を命じられても異議申立ては致しません。

申し込み日	年 月 日		
ふりかな 商号(屋号) 代表者名	Ⓜ		
住所	〒 -		
電話番号		FAX	
携帯電話			
ふりかな 売場管理責任者名	Ⓜ		
責任者住所	〒 -		
電話番号		FAX	
携帯電話			
出店日	・7月18日 ・7月25日 ・8月1日 (〇印をしてください)		
キッチンカーの場合	・軽自動車 ・1tまでの自動車 ・1tを超える自動車		
キッチンカーの車種	・(車種全長 m 、全幅 m)		
電気使用の有無	・使用する (使用電力量 W) ・ホットプレート ・保温用 ・照明用 ・使用しない		
プロパンガス	・持ち込みする ・持ち込みしない ・炭火使用する		
発電機	・使用禁止です。		
テーブル(貸し出し用)	・使用する(脚) ・使用しない		
テント(貸し出し用)	・使用する(張) ・使用しない		
駐車場	・使用する(台) ・使用しない		
ブース数 (1ブース間口2m)	・(ブース) ※申し込みは2ブースまでとします		
販売内容及び販売価格 (詳しく明記の事)	(例:イカ焼1杯…300円/加熱) ※「缶」、「びん」での販売は厳禁です。コップに移し替えて販売願います。また、未成年者へのアルコール類の販売は厳禁です。火気類使用者は必ず消火器をご持参ください。		

※必ず全て記入してください。未記入は受理いたしません。

(仮)申請締め切り日:令和8年5月30日(土)厳守

※石山商店街振興組合の出店物と重複する物販はお断りする場合があります。

石山商店街振興組合 〒520-0832 大津市粟津町17-1

TEL:077-537-2140 FAX:077-572-5063 mail:kiyaina@circus.ocn.ne.jp